

奈良市公報

号外第12号

平成20年6月12日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市土地開発基金管理規則を廃止する規則……………1
○奈良市生活安全推進協議会規則を廃止する規則……………1
○奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則……………1
○奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則……………1
○奈良市総合医療検査センター条例施行規則を廃止する規則……………2
○奈良市契約規則の一部を改正する規則……………2
○奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則……………2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………2
○奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則……………7
○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………7
○奈良市公印規則の一部を改正する規則……………22
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………22
○奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………22

訓 令 申

- 奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令……………23
○奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令……………23
○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令……………23
○奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令……………25
○奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令……………27
○奈良市コム文書取扱規程を廃止する訓令……………27
○奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令……………28
○奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令……………28

正 誤

- 正誤表……………28

規 則

奈良市土地開発基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第28号

奈良市土地開発基金管理規則を廃止する規則

奈良市土地開発基金管理規則（昭和44年奈良市規則第42号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

（平成20年3月31日掲示済）

奈良市生活安全推進協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第29号

奈良市生活安全推進協議会規則を廃止する規則

奈良市生活安全推進協議会規則（平成9年奈良市規則第43号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日掲示済）

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第30号

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則（平成8年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「指定管理者」の次に「（奈良市とみの里地域ふれあい会館にあっては、市長。次条において同じ。）」を加える。

第5条中「指定管理者を通じて」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出（奈良市とみの里地域ふれあい会館に係るものを除く。）は、指定管理者を通じて行うものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日掲示済）

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第31号

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表消費生活相談室の項を次のように改める。

消費生活相談センター	商工労政課長
------------	--------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市総合医療検査センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第32号

奈良市総合医療検査センター条例施行規則を廃止する規則

奈良市総合医療検査センター条例施行規則（平成8年奈良市規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第33号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第27条中「3.4パーセント」を「3.7パーセント」に改める。

別記2の第34条第6項、第45条第2項及び第3項並びに第51条第3項中「3.4パーセント」を「3.7パーセント」に改め、別記2の第52条第1項中「10分の1」を「10分の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。ただし、別記第11号様式中

「

生活保護の有無	適用なし	・	適用あり (年 月 日保護開始)
---------	------	---	--------------------

」を「

生活保護又は中国 残留邦人等支援給 付の有無	適用なし	・	適用あり (年 月 日受給開始)
------------------------------	------	---	--------------------

」に

改める。

別記第12号様式中

「

生 活 保 護 の 有 無	適用なし	・	適用あり (年 月 日保護開始)
---------------	------	---	--------------------

」を別記2の第52条の改正規定は平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市契約規則別記2の第52条の規定は平成20年4月1日以後の締結に係る契約から、同規則の規定（別記2の第52条の規定を除く。）は同年5月1日以後の締結に係る契約から適用する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第34号

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立保育所設置条例施行規則（昭和62年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(鶴舞保育園を除く。以下同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第35号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「による被保護世帯」を「(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯」に改める。

「生活保護又は中国残留邦人等支援給付の有無」	適用なし	・	適用あり (年 月 日受給開始)	」に
------------------------	------	---	--------------------	----

改める。

(児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実

施に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「による被保護世帯」を「(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」に改める。

別表第2中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人別記第2号様式中

「1 生活保護受給世帯」	1 生活保護証明書	」を
--------------	-----------	----

「1 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯」	1 生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書	」に
-------------------------------	------------------------------	----

改める。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則

(昭和55年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「による被保護者」を「(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者」に改める。

(奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則の一部改正)

第5条 奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則(平成3年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「による被保護世帯」を「(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

別記第1号様式中

「生活保護受給の有無」	1 受給している	2 受給していない	」を
-------------	----------	-----------	----

「生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給の有無」	1 受給している	2 受給していない	」に
---------------------------	----------	-----------	----

改める。

(奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部改正)

第8条 奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成12年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「介護保険の認定状況 (○で囲んでください。)」	自立・要支援・要介護(1・2・3・4・5) 未申請 判定待ち(申請日 年 月 日)	」を
-----------------------------	---	----

等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯」を加える。

(奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成15年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」を加える。

(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」に改める。

(奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則の一部改正)

第6条 奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則(平成10年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」を加える。

(奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部改正)

第7条 奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則(平成12年奈良市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」を加える。

第8条第2項中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」を加える。

生活保護	1 受けている	2 受けていない
------	---------	----------

介護保険の認定状況 (○で囲んでください。)	自立 要支援(1・2)・要介護(1・2・3・4・5) 未申請 判定待ち(申請日 年 月 日)	に
---------------------------	---	---

生活保護又は中国 残留邦人等支援給 付	1 受けている	2 受けていない
---------------------------	---------	----------

改める。

別記第5号様式(施設長用)中	「生活保護世帯・その他の世帯」	を	「生活保護世帯又は中国残留邦 人等支援給付を受けている世 帯・その他の世帯」	に改
----------------	-----------------	---	--	----

める。

(奈良市障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第9条 奈良市障害者自立支援法施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第29条第1号中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

別記第1号様式中

「 1 生活保護受給世帯	」を
--------------	----

「 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯	」に、
-----------------------------------	-----

□ IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	を
--	---

□ IV 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例 措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特 例措置)を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	に
--	---

改める。

別記第4号様式中

「 1 生活保護受給世帯	」を
--------------	----

「 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯	」に、
-----------------------------------	-----

□ III 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	を
---	---

□ III 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例 措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特 例措置)を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	に
---	---

改める。

別記第13号様式中

「 1 生活保護受給世帯	」を
--------------	----

「 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯	」に、
-----------------------------------	-----

□ IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	を
--	---

「 IV 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定
　　生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（定率負担減免措置 補足給付の特例措置）を申請します。
※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。」

改める。

別記第24号様式中

「生活保護への移行予防措置に関する認定」	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。	を
----------------------	--	---

「生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置に関する認定」	<input type="checkbox"/> 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。	を
-----------------------------------	---	---

改める。

別記第25号様式中

「1 生活保護受給世帯に属する者

」を

「1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯に属する者」に改める。

（奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条 奈良市知的障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良

別記第7号様式中

「人	特殊技能	生活保護	有・無	を
「人	特殊技能	生活保護 又は中国 残留邦人 等支援給 付	有・無	に

改める。

（奈良市母子保健法施行細則の一部改正）

援給付」を加える。

（奈良市納骨堂条例施行規則の一部改正）

第11条 奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第14条 奈良市納骨堂条例施行規則（昭和43年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯」を加える。

第8条第1項第2号中「による生活扶助」を「（昭和25年法律第144号）による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付」に改める。

（奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部改正）

（奈良市簡易水道条例施行規則の一部改正）

第12条 奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則（平成17年奈良市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第15条 奈良市簡易水道条例施行規則（平成17年奈良市規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯」を加える。

第22条第1項第1号中「により保護」を「による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付」に改める。

（奈良市墓地条例施行規則の一部改正）

（奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正）

第13条 奈良市墓地条例施行規則（昭和43年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第16条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「生活扶助」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支

援給付」を加える。

別記第2号様式中

- ① ※を○で囲んでください。
 ② 生活保護法による生活扶助を受けている世帯の場合は、そのことをお申出ください。
 ③ 廃止の場合は、赤で記入してください。

- ① ※を○で囲んでください。
 ② 生活保護法による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている世帯の場合は、そのことをお申出ください。
 ③ 廃止の場合は、赤で記入してください。

改める。

(奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則)

第17条 奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第14号様式中「奈良市長 様」を「(あて先) 奈良市長」に、

理 由	1 失業・休廃業していた。	2 病気で働けなかつた。
	3 老年のため働けなかつた。	4 生活保護を受けていた。
	5 扶養されていた。→扶養者の氏名	住所
		続柄
	6 その他	

理 由	1 失業・休廃業していた。	2 病気で働けなかつた。
	3 老年のため働けなかつた。	4 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けていた。
	5 扶養されていた。→扶養者の氏名	住所
		続柄
	6 その他	

改める。

(奈良市介護保険規則の一部を改正する規則)

援給付を受けている者」を加える。

第18条 奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)

(奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。

第19条 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項に規定する支

別記第2号様式中

資 産 の 状 況	土地	(1)宅地 m ² (2)田畠 m ² (3)山林 m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護	年 月 日より受給(生住教医)
	負債	(内容)	(金額)	円

資 産 の 状 況	土地	(1)宅地 m ² (2)田畠 m ² (3)山林 m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護又は中国残留邦人等支援給付	年 月 日より受給
	負債	(内容)	(金額)	円

改める。

(奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則)

に規定する支援給付」を加える。

第20条 奈良市自転車駐車場条例施行規則(昭和59年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第9条第1項第2号中「扶助」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項各号

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第36号

奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則(平成14年奈良市規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

風致地区の名称及び種別	_____を
歴史的風土保存区域の名称	歴史的風土保存区域 _____に

改める。

別記第3号様式中

風致地区の名称及び種別	_____を
歴史的風土保存区域の名称及び風致地区的名称	歴史的風土特別保存地区 _____風致地区 第一種風致地区 第1ゾーン _____に

改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第37号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第35号様式を次のように改める。

第35号様式

—8—

納税者

年　月　日

奈良市長

印

整理番号

督促状

あなたの下記の市税が未納となっています。

法定納期限	年　月　日
税　額	円
延　滞　金	円
合　計　金　額	円

延滞金は　年　月　日までの
計算です。

指定納期限までにこの納付書で必ず納付してください。

指定納期限	年　月　日
-------	-------

この督促状到着まで納付された場合は行き違い
ですのでご了承ください。

(市・県民税(普通徴収分)、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税用)

納付場所

 [奈良市指定金融機関] [奈良市収納代理金融機関] [株式会社 ゆうちょ銀行及び郵便局株式会社] [コンビニエンスストア] [奈良市役所、各出張所、各行政センター、各連絡所]

(注)裏面に、延滞金、滞納処分及びこの督促状について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第37号様式の5を次のように改める。

公

通知書 兼 領収証書
(奈良市会計管理者)

様

領収日付印

通知書番号	期別
税額	
延滞金額	
合計納付額	
納付期限	年 月 日

上記のとおり領収しました。
奈良市会計管理者 (納税者保管)

納入書(奈良市) 公

口番	座号	一一
金額		円
加入者	奈良市会計管理者	
納税者名		
年度	期別	
税目		
通知書番号		
納付税額		円
延滞金額		円
納期限	年 月 日	
料金	領収日付印	
備考		

領収済通知書
(奈良市) 公

口座番号		億千百十万千百十円
一一		
加入者名	奈良市会計管理者	納期限
通知書番号	管理番号	期別
備考		
納付税額 円		延滞金額 円
納税者住所 (コンビニ受納用)		領収日付印
納税者氏名		
取りまとめ 金融機関		

(注)裏面に、納付場所を記載する。

別記第41号様式及び第42号様式を次のように改める。

第41号様式
(1枚目)

— 10 —

年度 市民税・県民税納税通知書		奈良市																																																																																						
納税者		次の納付額をそれ ぞれの納期限までに 納めてください。 年 月 日																																																																																						
奈良市長 印																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">期 別</th> <th style="text-align: center;">第 1 期 (円)</th> <th style="text-align: center;">第 2 期 (円)</th> <th style="text-align: center;">第 3 期 (円)</th> <th style="text-align: center;">第 4 期 (円)</th> </tr> <tr> <td>納 付 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付済額 ・充当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納付額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額に係る還付金相当額</td> </tr> </table>		期 別	第 1 期 (円)	第 2 期 (円)	第 3 期 (円)	第 4 期 (円)	納 付 額					納付済額 ・充当額					差引納付額					納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額に係る還付金相当額				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(分 総 所 得 控 除)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(所 得 の 明 細)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(給 与 収 入)</td> <td colspan="2">金 額 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給 与 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">營 業 等 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農 業 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">不 動 産 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">利 子 ・ 配 当 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(公 的 年 金 収 入)</td> <td colspan="2">(円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雜 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">譲 渡 ・ 一 時 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">總 所 得 金 額 計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">山 林 ・ 退 職 所 得</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">本年度分で差し引く縦越損失額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	(分 総 所 得 控 除)				(所 得 の 明 細)				(給 与 収 入)		金 額 (円)		給 与 所 得				營 業 等 所 得				農 業 所 得				不 動 産 所 得				利 子 ・ 配 当 所 得				(公 的 年 金 収 入)		(円)		雜 所 得				譲 渡 ・ 一 時 所 得				總 所 得 金 額 計				山 林 ・ 退 職 所 得				本年度分で差し引く縦越損失額			
期 別	第 1 期 (円)	第 2 期 (円)	第 3 期 (円)	第 4 期 (円)																																																																																				
納 付 額																																																																																								
納付済額 ・充当額																																																																																								
差引納付額																																																																																								
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																																																				
	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額に係る還付金相当額																																																																																							
(分 総 所 得 控 除)																																																																																								
(所 得 の 明 細)																																																																																								
(給 与 収 入)		金 額 (円)																																																																																						
給 与 所 得																																																																																								
營 業 等 所 得																																																																																								
農 業 所 得																																																																																								
不 動 産 所 得																																																																																								
利 子 ・ 配 当 所 得																																																																																								
(公 的 年 金 収 入)		(円)																																																																																						
雜 所 得																																																																																								
譲 渡 ・ 一 時 所 得																																																																																								
總 所 得 金 額 計																																																																																								
山 林 ・ 退 職 所 得																																																																																								
本年度分で差し引く縦越損失額																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(年 度 市 民 稅 ・ 県 民 稅 課 税 明 紹)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所 得 の 明 細</td> <td colspan="2">金 額 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長 期 譲 渡 所 得</td> <td colspan="2">特別控除等の明細</td> </tr> <tr> <td colspan="2">短 期 譲 渡 所 得</td> <td colspan="2">金 額 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">株 式 等 譲 渡 所 得</td> <td colspan="2">長期譲渡特別控除額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">先物取引に係る雑所得</td> <td colspan="2">短期譲渡特別控除額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本年度分で差し引く縦越損失額</td> <td colspan="2">本年度分で差し引く縦越損失額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">先物取引に係る雑損失額</td> <td colspan="2">本年度分で差し引く縦越損失額</td> </tr> </table>		(年 度 市 民 稅 ・ 県 民 稅 課 税 明 紹)				所 得 の 明 細		金 額 (円)		長 期 譲 渡 所 得		特別控除等の明細		短 期 譲 渡 所 得		金 額 (円)		株 式 等 譲 渡 所 得		長期譲渡特別控除額		先物取引に係る雑所得		短期譲渡特別控除額		本年度分で差し引く縦越損失額		本年度分で差し引く縦越損失額		先物取引に係る雑損失額		本年度分で差し引く縦越損失額		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(区 分 調 整 控 除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">課 稅 標 準</td> <td colspan="2">金 額 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山 林 ・ 退 職 総 所 得</td> <td colspan="2">市 民 稅 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雜 损 ・ 医療 ・ 寄附 金</td> <td colspan="2">縣 民 稅 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会保険・小企共等</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">生 命 保 険 料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">地 震 保 険 料</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">障 ・ 寡 ・ 勤</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配 偶 者 ・ 配 特</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶 養 控 除</td> <td colspan="2">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基 礎 控 除</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">所 得 控 除 金 額 計</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	(区 分 調 整 控 除)				課 稅 標 準		金 額 (円)		山 林 ・ 退 職 総 所 得		市 民 稅 (円)		雜 损 ・ 医療 ・ 寄附 金		縣 民 稅 (円)		社会保険・小企共等				生 命 保 険 料				地 震 保 険 料				障 ・ 寡 ・ 勤				配 偶 者 ・ 配 特				扶 養 控 除		人		基 礎 控 除				所 得 控 除 金 額 計									
(年 度 市 民 稅 ・ 県 民 稅 課 税 明 紹)																																																																																								
所 得 の 明 細		金 額 (円)																																																																																						
長 期 譲 渡 所 得		特別控除等の明細																																																																																						
短 期 譲 渡 所 得		金 額 (円)																																																																																						
株 式 等 譲 渡 所 得		長期譲渡特別控除額																																																																																						
先物取引に係る雑所得		短期譲渡特別控除額																																																																																						
本年度分で差し引く縦越損失額		本年度分で差し引く縦越損失額																																																																																						
先物取引に係る雑損失額		本年度分で差し引く縦越損失額																																																																																						
(区 分 調 整 控 除)																																																																																								
課 稅 標 準		金 額 (円)																																																																																						
山 林 ・ 退 職 総 所 得		市 民 稅 (円)																																																																																						
雜 损 ・ 医療 ・ 寄附 金		縣 民 稅 (円)																																																																																						
社会保険・小企共等																																																																																								
生 命 保 険 料																																																																																								
地 震 保 険 料																																																																																								
障 ・ 寡 ・ 勤																																																																																								
配 偶 者 ・ 配 特																																																																																								
扶 養 控 除		人																																																																																						
基 礎 控 除																																																																																								
所 得 控 除 金 額 計																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(調 整 控 除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">稅 額 配 分</td> <td colspan="2">金 額 (円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">控 除</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">等</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">所 得 均 年 稅</td> <td colspan="2">割 額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">控 除 等</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">所 得 均 年 稅</td> <td colspan="2">割 額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">控 除 等</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特 別 徵 収 稅 額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">差 引 普 通 徵 収 稅 額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">所 得 削 除 し る こ と が な か つ た 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		(調 整 控 除)				稅 額 配 分		金 額 (円)		控 除				等				配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額				所 得 均 年 稅		割 額		控 除 等				配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額				所 得 均 年 稅		割 額		控 除 等				特 別 徵 収 稅 額				差 引 普 通 徵 収 稅 額				所 得 削 除 し る こ と が な か つ た 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額																																						
(調 整 控 除)																																																																																								
稅 額 配 分		金 額 (円)																																																																																						
控 除																																																																																								
等																																																																																								
配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額																																																																																								
所 得 均 年 稅		割 額																																																																																						
控 除 等																																																																																								
配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額																																																																																								
所 得 均 年 稅		割 額																																																																																						
控 除 等																																																																																								
特 別 徵 収 稅 額																																																																																								
差 引 普 通 徵 収 稅 額																																																																																								
所 得 削 除 し る こ と が な か つ た 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額																																																																																								

(注) 裏面に、課税の根拠、納期限までに納付しなかつた場合における延滞金の徴収についての措置、この通知書について不服がある場合における救済方法、税額の計算方法等について記載する。

(2枚目)

奈良市 年度 市民税・県民税領収済通知書 公		奈良市 年度 市民税・県民税 納入書 公		奈良市 年度 市民税・県民税領収証書 公 (―― 奈良市会計管理者)	
口座番号	金額	口座番号	――	納税者	
――	金額	加入者名	奈良市会計管理者		
加入者名 奈良市会計管理者	全期納付 取扱期限	金額			
通知書号	全期分	納税者名			
	期別				
納付税額 円	領収日付印	年 度	期別	切り取 らな いでお出 し下さい。	
納税者住所 (コンビニ 取納用) 氏名		通知書番号		通知書番号	
取扱 金融機 関		全期分 納付税額	年 月 日	全期納付取扱期限	年 月 日
		全期納付 取扱期限	領収日付印	全期分納付税額	領収日付印
上記のとおり領収しました。 奈良市会計管理者					
(納税者保管・この領収証書は5年間保管してください。)					

- (注) 1 裏面に、指定金融機関（統括店）の領収日付印欄を設ける。
 2 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

(3枚目)

-12-

奈良市 年度 市民税・県民税領収済通知書 公		奈良市 年度 市民税・県民税 納入書 公		奈良市 年度 市民税・県民税領収証書 公 (―― 奈良市会計管理者)	
口座番号	金額	口座番号	――	納税者名	
――	金額	加入者名	奈良市会計管理者	納税者名	
加入者名 奈良市会計管理者	納期限	年 度	期別	切ら取らないでお出し下さい。	
通知書番号		通知書番号		通知書番号	
納付税額	延滞金額	納付税額	延滞金額	納付税額	延滞金額
納税者住所 (コンビニ受納用)	納税者氏名	納期限	年 月 日	納期限	年 月 日
取扱金融機関		領收日付印		領收日付印	
				上記のとおり領収しました。 奈良市会計管理者 (納税者保管・この領収証書は5年間保管してください。)	

- (注) 1 4枚目から6枚目までは第2期分から第4期分までの領収証書、領収済通知書とし、当該様式は第1期分に準じる。
 2 裏面に、指定金融機関（統括店）の領収日付印欄を設ける。
 3 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

第42号様式

(1枚目)

納税者		奈良市																																																																																																														
<p style="text-align: center;">年度 市民税・県民税納税通知書</p> <p style="text-align: center;">次の納付額をそれ ぞれの納期限までに 納めてください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">奈良市長 印</p>																																																																																																																
通知書番号																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 別</th> <th>第 1 期 (円)</th> <th>第 2 期 (円)</th> <th>第 3 期 (円)</th> <th>第 4 期 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納 付 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付済額 ・充当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納付額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額に係る還付金相当額</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				期 別	第 1 期 (円)	第 2 期 (円)	第 3 期 (円)	第 4 期 (円)	納 付 額					納付済額 ・充当額					差引納付額					納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額に係る還付金相当額			円																																																																															
期 別	第 1 期 (円)	第 2 期 (円)	第 3 期 (円)	第 4 期 (円)																																																																																																												
納 付 額																																																																																																																
納付済額 ・充当額																																																																																																																
差引納付額																																																																																																																
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																																																																												
	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額に係る還付金相当額			円																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">年 度 市 民 税・県 民 税 課 税 明 紹</th> </tr> <tr> <th>分 離 課 税 標 準</th> <th>所 得 控 除</th> <th>調 整 控 除</th> <th>区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">所得</td> <td>所得の明細</td> <td>金額 (円)</td> <td>特別控除等の明細</td> <td>金額 (円)</td> </tr> <tr> <td>(給与取入)</td> <td>()</td> <td>長期譲渡特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得</td> <td></td> <td>短期譲渡特別控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業等所得</td> <td></td> <td>本年度で差し引き 株式等譲渡所得額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業所得</td> <td></td> <td>本年度分で差し引き 先物取引による雑所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産所得</td> <td></td> <td>先物取引による雑損失額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子・配当所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公的年金取入)</td> <td>()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>譲渡・一時所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林・退職所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年度分で差し引き縦越損失額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">税額控除等</td> <td>所得控除の明細</td> <td>金額 (円)</td> <td>調整控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑損・医療・寄附金</td> <td></td> <td>配当控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険・小企共等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障・寡・勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者・配特</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得控除金額計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 所得割り控除することができなかつた 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 </td> </tr> </tbody> </table>				年 度 市 民 税・県 民 税 課 税 明 紹					分 離 課 税 標 準	所 得 控 除	調 整 控 除	区 分	金 額 (円)	所得	所得の明細	金額 (円)	特別控除等の明細	金額 (円)	(給与取入)	()	長期譲渡特別控除額		給与所得		短期譲渡特別控除額		営業等所得		本年度で差し引き 株式等譲渡所得額		農業所得		本年度分で差し引き 先物取引による雑所得		不動産所得		先物取引による雑損失額		利子・配当所得				(公的年金取入)	()			雑所得				譲渡・一時所得				総所得金額計				山林・退職所得				本年度分で差し引き縦越損失額				税額控除等	所得控除の明細	金額 (円)	調整控除		雑損・医療・寄附金		配当控除		社会保険・小企共等				生命保険料				地震保険料				障・寡・勤				配偶者・配特				扶養控除	人			基礎控除				所得控除金額計				所得割り控除することができなかつた 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額				
年 度 市 民 税・県 民 税 課 税 明 紹																																																																																																																
分 離 課 税 標 準	所 得 控 除	調 整 控 除	区 分	金 額 (円)																																																																																																												
所得	所得の明細	金額 (円)	特別控除等の明細	金額 (円)																																																																																																												
	(給与取入)	()	長期譲渡特別控除額																																																																																																													
	給与所得		短期譲渡特別控除額																																																																																																													
	営業等所得		本年度で差し引き 株式等譲渡所得額																																																																																																													
	農業所得		本年度分で差し引き 先物取引による雑所得																																																																																																													
	不動産所得		先物取引による雑損失額																																																																																																													
	利子・配当所得																																																																																																															
	(公的年金取入)	()																																																																																																														
	雑所得																																																																																																															
	譲渡・一時所得																																																																																																															
総所得金額計																																																																																																																
山林・退職所得																																																																																																																
本年度分で差し引き縦越損失額																																																																																																																
税額控除等	所得控除の明細	金額 (円)	調整控除																																																																																																													
	雑損・医療・寄附金		配当控除																																																																																																													
	社会保険・小企共等																																																																																																															
	生命保険料																																																																																																															
	地震保険料																																																																																																															
	障・寡・勤																																																																																																															
	配偶者・配特																																																																																																															
	扶養控除	人																																																																																																														
	基礎控除																																																																																																															
	所得控除金額計																																																																																																															
所得割り控除することができなかつた 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額																																																																																																																

(注)裏面に、課税の根拠、納期限までに納付しなかつた場合における延滞金の徴収についての措置、この通知書について不服がある場合における救済方法、税額の計算方法等について記載する。

(2枚目)

- 14 -

奈良市		年度 市民税・県民税領収済通知書 公											
口座番号		金額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
――		金額	――	――	――	――	――	――	――	――	――	――	
加入者名	奈良市会計管理者		納期限										
通知番号				期別									
納付税額 円		延滞金額 円		領收日付印									
(コンビニ受納用)													
取扱金融機関													

奈良市		年度 市民税・県民税領収証書 公									
奈良市		(奈良市会計管理者)									
口座番号		――									
加入者名		奈良市会計管理者									
金額		円									
納税者名											
年 度		期別									
通知書番号											
納付税額		円									
延滞金額		円									
納期限		年 月 日									
領收日付印											
切り取らないでお出し下さい。											
通知書番号											
納期限		年 月 日									
領收日付印											
第 期 分 納付 税額		円									
延 滞 金		円									
合 計 額		円									
上記のとおり領収しました。 奈良市会計管理者											
(納税者保管・この領収証書は5年間保管してください。)											

- (注) 1 裏面に、指定金融機関（統括店）の領収日付印欄を設ける。
 2 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

別記第44号様式を次のように改める。

第44号様式

奈良市 年度 市民税・県民税(過年度分)領収済通知書 (公)

口座番号	金額	十億 億 千 百 十 万 千 百 十 円
一一	金額	
加入者名	奈良市会計管理者	納期限
通知書番号	過年度分	年 度 相 當
納付税額	延滞金額	領収日付印
納税者住所 氏名 (コンピュータ取納用)		
取引機関 金融機関		

奈良市 市民税・県民税(過年度分)納入書 (公)

口座番号	一一
加入者名	奈良市会計管理者
金額	円
納税者名	
年 度	年度通知分 年度相当分
通知書番号	
納付税額	円
延滞金額	円
過年度分	
納期限	年 月 日
領収日付印	
	

奈良市 年度市民税・県民税納税通知書兼領収証書(過年度分) (公)

(奈良市会計管理者)

納税者

切り取らないでお出し下さい。

課税総所得金額	円
標準額	円
均等割額	円
年 税 額	円
特別徵収により徴収された金額(月分まで)	円
差引納付額	円
特別徵収指定個人番号	退職等異動年月日
納期限	年 月 日

上記のとおり領収しました。
奈良市会計管理者

(納税者保管・この領収証書は5年間保管してください。)

年度相当分 通知書番号

課税総所得金額	円
標準額	円
均等割額	円
年 税 額	円
特別徵収により徴収された金額(月分まで)	円
差引納付額	円
特別徵収指定個人番号	退職等異動年月日
納期限	年 月 日

上記のとおり納めてください。
年
月
日

奈良市長

印

(注)裏面に、課税の根拠、納期限までに納付しなかつた場合における延滞金の徴収についての措置、この通知書について不服がある場合における救済方法及び納付場所について記載し、指定金融機関（統括店）の領収日付印欄を設ける。

別記第54号様式を次のように改める。

第54号様式

— 16 —

年度 市民税・県民税の 通知書

あなたの

年度分の市・県民税を下記のとおり

いたします。

奈良市長

印

年 月 日

理由		処理 No.	
----	--	--------	--

納税義務者	住所			
	氏名			
整理番号	納税義務者番号	指定番号	個人番号	様

項目	区分	円	円	円
総所得金額	営業等所得	—	—	—
	農業所得	—	—	—
	不動産所得	—	—	—
	利子所得	—	—	—
	株式	—	—	—
	配当所得	—	—	—
	証券	—	—	—
	公募	—	—	—
	給与支払額	(—)	(—)	(—)
	給与所得	—	—	—
納税義務者用	公的年金支払額	(—)	(—)	(—)
	雑所得	—	—	—
	譲渡・一時所得	—	—	—
	合計	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
繰越損失				
所得控除額	雑損・寄附金	—	—	—
	医療費	—	—	—
	社会保険料	—	—	—
	小規模企業共済掛金	—	—	—
	生命保険料	—	—	—
	地震保険料	—	—	—
	扶養同居特別	方円 人 万円	方円 人 万円	方円 人 万円
	障害その他	人 万円	人 万円	人 万円
	障・寡・勤	方円 人 万円	方円 人 万円	方円 人 万円
	配偶者特	方円 人 万円	方円 人 万円	方円 人 万円
特定扶養	同居老人扶養	万円 人 万円	万円 人 万円	万円 人 万円
	一般扶養	万円 人 万円	万円 人 万円	万円 人 万円
	基礎	—	—	—
	合計	—	—	—

項目	区分	円	円	円
課標準額	山林・退職・総所得	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
市民税 県民税 市民税 県民税 市民税 県民税				
算出税額	山林・退職・総所得	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
調整控除額 配当控除額				
所得割額	配当割額	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
均等割額 年税額 特別徴収税額 差引普通徴収税額				
所持剪より差引ることができるかつての所得割額、株式等譲渡所得割額				
配当割額、株式等譲渡所得割額				
配当割額、株式等譲渡所得割額				
特別徴収額に係る還付金相当額				

区分	普通徴収	特別徴収
第1期分	円	6月分
第2期分	円	7月分
第3期分	円	8月分
第4期分	円	9月分

区分	特徴別徴収
10月分	円
11月分	円
12月分	円
1月分	円
2月分	円
3月分	円
4月分	円
5月分	円

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第62号様式(表)中「奈良市 収入役」及び「奈良市 収入役様」を「奈良市会計管理者」に改める。
別記第69号様式を次のように改める。

第69号様式
(1枚目)

奈良市 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

納税者 住所・氏名

つぎのとおり納付してください。

年 月 日

奈良市長 印

通知書番号	固定資産税(円)	都市計画税(円)
区分		
課税 土地		
標準 家屋		
標準 懲却 資産		
額合 計	ア	イ
年 税 額	ウ (ア×税率 $\frac{1}{100}$)	エ (イ×税率 $\frac{1}{100}$)
減 税 額	オ	カ
徴収猶予税額	キ	ク
合 計	(ウ-オ-キ)+(エ-カ-ク)	円
年 税 額		

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納付税額	円	円	円	円
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

説 明

- 賦課の根拠
- 納期限までに納付しなかった場合における延滞金の徴収についての措置
- この通知書について不服がある場合における救済方法

(2枚目)

年度 固定資産税・都市計画税(奈良市) 公		通常払込料金 加入者負担	金額 訂正
口座番号記号	億千百十萬千百十円		
加入者名 奈良市会計管理者	全期納付取扱期限	備考	
通知書番号	期別	全期分	
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓			
納付税額 円	領収日付印		
納稅者住所(コンビニ受納用) 氏名			

通常払込料金
加入者負担

固定資産税・都市計画税
振替払込請求書兼受領証(奈良市) 公

口座記号番号	納稅者住所・氏名		
金額 円			
加入者 奈良市会計管理者	納稅者名		
年度	個別		
全期分			
通知書番号	全期納付取扱期限		
全期分 納付税額 円	年月日		
全期納付取扱期限	年	月	日
料金 円	領収日付印		
備考			

上記のとおり領収しました。
奈良市会計管理者



- (注) 1 裏面に、指定金融機関(統括店)の領収日付印欄を設ける。
 2 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

(3枚目)

年度 固定資産税・都市計画税(奈良市) 公		通常払込料金 加入者負担	金額 訂正																								
口座番号記号	億千百十萬千百十円																										
加入者名 奈良市会計管理者	納期限	備考																									
通知書番号	個別	期分																									
<table border="1"> <tr> <td>納付税額 円</td> <td>延滞金額 円</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="3">納税者住所 (コンビニ受納用) 氏名</td> </tr> </table>				納付税額 円	延滞金額 円	領収日付印	納税者住所 (コンビニ受納用) 氏名																				
納付税額 円	延滞金額 円	領収日付印																									
納税者住所 (コンビニ受納用) 氏名																											
<table border="1"> <tr> <td>通常払込料金 加入者負担</td> <td>固定資産税・都市計画税 振替払込請求書兼受領証(奈良市) 公</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>加入者名 奈良市会計管理者</td> <td>納税者名</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>個別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1期分</td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>				通常払込料金 加入者負担	固定資産税・都市計画税 振替払込請求書兼受領証(奈良市) 公	口座記号番号		金額	円	加入者名 奈良市会計管理者	納税者名	年度	個別	第1期分		通知書番号		納付税額	円	延滞金額	円	納期限	年月日	料金	領収日付印	備考	
通常払込料金 加入者負担	固定資産税・都市計画税 振替払込請求書兼受領証(奈良市) 公																										
口座記号番号																											
金額	円																										
加入者名 奈良市会計管理者	納税者名																										
年度	個別																										
第1期分																											
通知書番号																											
納付税額	円																										
延滞金額	円																										
納期限	年月日																										
料金	領収日付印																										
備考																											
<table border="1"> <tr> <td>納期限</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> </tr> </table>				納期限	年月日	年月日	領収日付印	1																			
納期限	年月日																										
年月日	領収日付印																										
1																											

上記のとおり領収しました。
奈良市会計管理者

- (注) 1 4枚目から6枚目までは第2期分から第4期分までの領収証書、領収済通知書とし、当該様式は第1期分に準じる。
- 2 裏面に、指定金融機関(統括店)の領収日付印欄を設ける。
- 3 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

別記第71号様式を次のように改める。

第71号様式

— 20 —

奈良市		年度 固定資産税 都市計画税 領収済通知書（過年度分）	
年度相当分		通知書番号	
納 期 限	年 月 日	納付税額	円
延 滞 金	円	合 計 額	円
様 納			
上記のとおり収納しました。			
 受付金融機関 (奈良市保管)			
奈良市会計管理者			
奈良市		年度 固定資産税・都市計画税納付書控（過年度分）	
年度相当分			
通知書番号			
納 期 限	年 月 日		
納付税額	円		
延 滞 金	円		
合 計 額	円		
納税者名			
年度 固定資産税・都市計画税領収証書（過年度分） (年度相当分 通知書番号)			
納 期 限	年 月 日	納 付 税 額	円
延 滞 金	円	合 計 額	円
 (金融機関保管)			
上記のとおり領収しました。			
奈良市会計管理者			
(この領収証書は、5年間保存してください。)			

(注) 裏面に、課税の根拠、納期限までに納付しなかつた場合における延滞金の徴収についての措置、この通知書について不服がある場合の救済方法及び納付場所について記載し、指定金融機関（統括店）の領収日付印欄を設ける。

つぎのとおり納付してください。

年 月 日

奈良市長

印

年度相当分		通知書番号	
区 分	固定資産税	都市計画税	
課 土 地	円	円	円
税 家 屋	円	円	円
標 准 額	円	円	円
合 計	円	円	円
年 税 額	円	円	円
減 税 額	円	円	円
免 除 額	円	円	円
徴 収 税 額	円	円	円
徴 収 税 予 額	円	円	円
合 计 年 税 額	円	円	円
納 期 限	年 月 日		

納付場所等については、裏面をご覧ください。

別記第75号様式を次のように改める。

第75号様式

年度 軽自動車税領収済通知書(奈良市) 公									
口座番号		金額							
—		千:百:十:万:千:百:十:円 金額							
加入者名	奈良市会計管理者	納期限		備考					
通知書番号		管理番号		期別					
納付額 円 延滞金額 円 領收日付印									
納税者住所 (コンビニ受納用) 氏名									
取扱機関									
年度 軽自動車税入書(奈良市) 公									
口座記号番号									
金額 円									
加入者名		奈良市会計管理者							
納税者名									
年 度									
通知書番号									
管理番号									
税額 円									
延滞金 円									
納期限 年 月 日									
領收日付印									
標識番号 車種									
通知書番号									
税額 円									
延滞金 円									
合計 円									
納期限 年 月 日									
上記のとおり領収しました。 奈良市会計管理者									
(納税者保管・この領収証書は5年間保存してください。)									
奈良市									
奈良市長 印									
次のとおり 納めてください。 年 月 日									
奈良市長 印									
重要 軽自動車税納税証明書(継続検査用)									
氏名 (名称)									
標識番号									
証明書の有効期限 年 月 日									
上記については、滞納がないことを証明します。									
奈良市長 印									
(注) 「標識番号」欄等に「*」印のあるもの及び金融機関の領收日付印のないものは、証明書として使用できません。									
領收日付印									
領收日付印									
車検に必要ですから大切に保管してください。									

(注) 裏面に、課税の根拠、納付場所、納税証明書(継続検査用)の説明及びこの通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

第124号様式の3(表)中「奈良市収入役様」を「奈良市会計管理者」に改め、同様式(裏)中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第54号様式の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

別表出張所・連絡所専用市長印の項中

出張所・連絡所専用市長印	11	れい書	方25	西部出張所庶務課 西部出張所住民課 西部出張所生活福祉課	市長名をもつて発する文書	1 1 1
--------------	----	-----	-----	------------------------------------	--------------	-------------

出張所・連絡所専用市長印	11	れい書	方25	西部出張所生活総務課 西部出張所住民課	市長名をもつて発する文書	1 1
--------------	----	-----	-----	------------------------	--------------	--------

改め、同表墓地・火葬・納骨専用市長印の項中「市民課」を「生活環境課」に改め、同表文化施設事務専用市長印の項中「文化国際課」を「文化振興課」に改め、同表法

街区基準点管理保全事務専用市長印	11の24	てん書	方24	企画政策課	街区基準点管理保全事務用	1
------------------	-------	-----	-----	-------	--------------	---

別表市長認印の項中 「西部出張所生活福祉課」 を 「西部出張所生活総務課」 に改める。

別表ひな形の11の23の次に次のように加える。

11の24

奈良市 長之印 街区基準点用

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第39号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改める。

第6条の5第2項中「附則第12項」を「附則第11項」に

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日

奈良市規則第38号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改める。

を

に

定外公共物管理事務専用市長印の項の次に次のように加える。

改める。

別表第1市長の事務部局の項中「都祁診療所長 西部出張所長 行政センター所長」を「都祁診療所長」に、「保健所次長 西部出張所次長」を「西部出張所長 行政センター所長 保健所次長」に、「人権啓発センター所長」を「図書館長」に、「職務の級7級の主幹」を「職務の級7級の主幹 市民サービスセンター所長」に改め、「都祁保育園長及び」を削り、同表教育委員会の事務部局の項中「職務の級8級の主幹 人権教育推進室長 少年指導センター所長」を「職務の級8級の主幹」に改め、同表学校その他の教育機関の項中「高等学校事務長 図書館長」を「高等学校事務長」に改め、同表消防の項中「部長 参事」を「次長 参事 室長」に、「署長 文化財防災官」を「署長」に、「主幹」を「主幹 文化財防災官」に、「出張所長」を「出張所長 主査」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第40号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「4 都祁保育園長又は吐山保育園長の職務」を「4 吐山保育園長の職務」に改め、同表の6級の項中「1 課長補佐又は室長補佐の職務」を「1 課長補佐の職務」に改め、同表の7級の項中

「5 人権教育推進室長の職務

6 埋蔵文化財調査センター所長の職務 を
7 図書館長の職務 」

「5 市民サービスセンター所長の職務

6 図書館長の職務 に改め、同
7 文化財防災官の職務

8 埋蔵文化財調査センター所長の職務 」

表の8級の項中

「8 西部出張所次長の職務

9 相当の経験を有する消防署長の職務 を
10 文化財防災官の職務 」

「8 西部出張所長の職務

9 行政センター所長の職務 に改め、同
10 相当の経験を有する消防署長の職務」

表の9級の項中

「9 西部出張所長の職務

10 行政センター所長の職務
11 会計管理者の職務 を

12 消防長の職務

13 議会事務局長の職務 」

「9 会計管理者の職務

10 消防長の職務 に改める。

11 議会事務局長の職務」

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

(保存期間の特例)

第38条の2 次の各号に掲げる文書については、保存期間が経過した日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、保存期間を延長するものとする。この場合において、当該文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存するものとする。

(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第2号

府 中 一 般

関 係 各 所

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令

奈良市職員提案規程（平成18年奈良市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「総務部担当助役」を「副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第3号

府 中 一 般

関 係 各 所

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第1条 奈良市都市問題調整会議設置規程（昭和62年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「市民生活部長」を「市民生活部長 市民活動部長」に、「保健福祉部長」を「保健福祉部長 保健所長」に、「建設部長 西部出張所長 月ヶ瀬行政センター所長 都祁行政センター所長」を「建設部長」に、

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

府 中 一 般

関 係 各 所

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市文書取扱規程（昭和23年奈良市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「部課長」を「市長及び副市長以外の者」に改める。

第38条の次に次の1条を加える。

奈良市公報

平成20年6月12日
(木曜日)

号外第12号

「生涯学習部長」を「学校教育部長」に改める。

「市民生活部	市民課長	地域安全課長	地域活動推進課長
保健福祉部	福祉総務課長		
「市民生活部	生活環境課長	市民安全課長	
市民活動部	地域活動推進課長	生涯学習課長	
保健福祉部	福祉総務課長		
保健所	保健総務課長		

別表第2中「財政課長 管財課長」を「管財課長」に、

「」を

に、

「」

「観光課長」を「観光振興課長 商工労政課長」に、

に改め、

「道路建設課長」を「道路建設課長 下水道管理課長」

「西部出張所	庶務課長
月ヶ瀬行政センター	庶務課長
都郡行政センター	庶務課長 業務課長

「」を

削り、「学務課長 生涯学習課長」を「学務課長」に、

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

「警防課長」を「消防課長」に改める。

第3条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

(奈良市綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

別表第1中「市民生活部長」を「市民生活部長 市民活動部長」に、「建設部長 西部出張所長 月ヶ瀬行政センター所長 都郡行政センター所長」を「建設部長」に、「生涯学習部長」を「学校教育部長」に改める。

別表第2中「企画政策課長 市民参画課長」を「企画政策課長」に、

「市民生活部	市民課長	危機管理課長	地域安全課長	地域活動推進課長	人権推進課長
「市民生活部	市民課長	危機管理課長	市民安全課長		
市民活動部	市民参画課長	地域活動推進課長	生涯学習課長	人権施策課長	」に、

「観光課長」を「観光企画課長 観光振興課長」に改め、

「西部出張所	庶務課長
月ヶ瀬行政センター	庶務課長
都郡行政センター	庶務課長

削り、「学校教育課長 生涯学習課長」を「学校教育課長」に改める。

第4条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

別表中

市 民 課	市民 サー ビス コー ナー	一般 事務 職	日 勤	午前8時30分から午後5時15分まで	45分	日曜日及び職員ごとに4週間につき4日の割合で所属長が定める日
火 葬 場	火 葬 夫		日 勤	午前9時から午後5時まで	45分	日曜日及び職員ごとに4週間につき2日の割合で所属長が定める日

市 民 課	市民 サー ビス セン ター	一般 事務 職	日 勤	午前8時30分から午後5時15分まで	45分	職員ごとに8週間につき16日の割合で所属長が定める日
-------------	----------------------------	---------------	-----	--------------------	-----	----------------------------

生活環境課	火葬場	火夫	日勤	午前9時から午後5時まで	45分	日曜日及び職員ごとに4週間につき2日の割合で所属長が定める日
-------	-----	----	----	--------------	-----	--------------------------------

改め、同表病院事業課の項の次に次のように加える。

スボ	南部体育館	全員	日勤	平日	午前8時30分から午後5時15分まで	45分	日曜日及び職員ごとに8週間につき7日の割合で所属長が定める日(6日は、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を含む土曜日とする。)
				土曜日	午前8時30分から午後0時30分まで	-	
ツ	青年野外活動センター	全員	日勤	平日(月曜日を除く。)・日曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	45分	月曜日及び職員ごとに4週間につき3日の割合で所属長が定める日(2日は、土曜日とする。)
				土曜日	午前8時30分から午後0時30分まで	-	

別表男女共同参画課の項の次に次のように加える。

図書館	図書館	全員	時差勤務	1週間当たり40時間とする。	45分	月曜日及び職員ごとに4週間につき4日の割合で所属長が定める日
-----	-----	----	------	----------------	-----	--------------------------------

別表中月ヶ瀬行政センター庶務課の項を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第4号

府 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令
(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項公室長、部長、保健所長及び会計管理者共通の部分の第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の後に次の1号を加える。

(10) 所属職員の病気休暇の願の処理

第4条第1項市民生活部長の部分の次に次のように加

える。

市民活動部長

- (1) 主管に係る使用料の減免
- (2) 予定価格5,000円未満の工事の実行の決定
- (3) 実行決定後の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定
- (4) 既定方針どおりの事業用地の買収及び支障物件の移転等の補償

第4条第1項保健福祉部長の部分の第25号中「老人保健法」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の老人保健法」に改め、同部分の第37号中「要保護者」を「被保護者」に改め、同部分の第38号を次のように改める。

- (38) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法の規定に基づく第26号から前号までに掲げる事務

第4条第1項保健福祉部長の部分に次の4号を加える。

- (40) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可
- (41) 軽費老人ホームの事業開始届の受理

<p>(42) 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、指定更新、勧告、命令及び指定の取消し</p> <p>(43) 後期高齢者医療保険料の分納及び延納の決定 第4条第1項保健所長の部分中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。</p> <p>第5条長寿社会室長の部分中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(10) 老人福祉法第14条の2及び第15条の2の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理 第5条長寿社会室長の部分中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。</p> <p>(6) 介護保険法の規定による事業者及び施設の指導監査の実施並びに当該監査の結果の報告</p> <p>(7) 介護保険法の規定による事業者及び施設の内容の変更の届出の受理 第5条文化観光室長の部分中「文化観光室長」を「観光戦略室長」に改める。</p> <p>第6条第1項中「、人権啓発センター所長」を削り、同項課長共通の部分の第1号中「保険料」の次に「(賃金分社会保険料を含む。)」を加え、同項管財課長の部分中第3号を削り、同項納税課長の部分の次に次のように加える。</p> <p>滯納整理課長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 納税の督励及び出張徴収 (2) 過誤納金の充当還付 (3) 徴税の嘱託及び受託 (4) 公示送達 <p>第6条第1項市民課長の部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号及び第10号を削り、同部分の次に次のように加える。</p> <p>生活環境課長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 埋火葬の許可 <p>第6条第1項国保年金課長の部分の第2号中「保険料」の次に「(保険税を含む。次号において同じ。)」を加え、同部分の次に次のように加える。</p> <p>地域活動推進課長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住居番号の設定、変更及び廃止 (2) 住居表示の変更証明 <p>文化振興課長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市美術館の収蔵品の管理 (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の収蔵資料の管理 (3) 杉岡華邨書道美術館の収蔵品の管理 <p>スポーツ課長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和50年奈良市教育委員会規則第4号)に基づく開放校の利用の許可、取消し及び中止 	<p>(2) 月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場の使用的の承認、取消し及び制限 第6条第1項福祉医療課長の部分に次の5号を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 後期高齢者医療保険料の納入通知書の発行 (4) 後期高齢者医療保険料の納付督促及び出張徴収 (5) 滞納者財産の差押及び解除 (6) 過誤納金の充当還付 (7) 公示送達及びこれに伴う納期の変更 第6条第1項健康増進課長の部分に次の1号を加える。 (3) 母子健康手帳の交付 第6条第1項観光課長の部分中「観光課長」を「観光振興課長」に改め、同項文化国際課長の部分を削り、同項住宅課長の部分の次に次のように加える。 <p>会計課長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不用物品の売却処分 第9条を削り、第8条中「都郡保育園長及び」を削り、同条を第9条とする。 <p>第7条の見出し中「東寺林連絡所長等」を「市民サービスセンター所長等」に改め、同条中「東寺林連絡所長、人権文化センター所長、衛生净化センター所長、奈良阪処分地管理事務所長及び児童館長」を「市民サービスセンター所長、東寺林連絡所長、集会所長、南部体育館長、青少年野外活動センター所長、人権文化センター所長、児童館長、衛生净化センター所長及び奈良阪処分地管理事務所長」に、「東寺林連絡所長等」を「市民サービスセンター所長等」に改め、同条東寺林連絡所長の部分の次に次のように加え、同条を第8条とする。</p> <p>集会所長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 集会所の使用許可、使用取消し及び使用制限 南部体育館長 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1件100万円未満の支出負担行為の決定 (2) 支出命令書の発行 (3) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定 (4) 南部体育館の使用承認、使用取消し及び使用制限 <p>青少年野外活動センター所長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1件100万円未満の支出負担行為の決定 (2) 支出命令書の発行 (3) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定 (4) 青少年野外活動センターの使用許可、使用取消し及び使用制限 <p>第6条の次に次の1条を加える。 (図書館長専決事項)</p> <p>第7条 図書館長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等
--	--

- の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定
(2) 1件500万円未満の委託料の支出負担行為の決定
(3) 前2号以外の1件300万円未満の支出負担行為の決定
(4) 支出命令書の発行
(5) 収入金の調定及び調定通知
(6) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
(7) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令
(8) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
(9) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
(10) 主管事務に関する統計並びに資料等のしゅう集
(11) 定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
(12) 施設、設備等の使用許可、取消し及び制限
(13) 図書館資料のしゅう集及び貸出の許可

第12条第1項第1号中「保険料」の次に「(賃金分社会保険料を含む。)」を加え、同項第3号中「2,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第5号中「800万円」を「1,000万円」に改める。

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条出張所長等共通の部分の第4号中「次長及び」を「参事及び」に、「次長等」を「参事等」に改め、同別記第11号様式中

傷病名			所属長印	を

傷病名			所属長印	所属部長印	に

改める。

別記第12号様式中

1		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院又は交通制限若しくは遮断	を

1		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通制限又は遮断	に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の奈良市職員服務規程（以下の項において「新訓令」という。）第7条の規定はこの訓令の施行の日以後の申請に係る再交付から、新訓令第12条の規定は同日以後に願書の提出のあった病気休暇から適用し、同日前の申請に係る再交付及び同日前に願書

部分の第5号から第8号までの規定中「次長等」を「参事等」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第5号

府 中 一 般

関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、自己の責めに帰すべき事由によつて紛失し、又は着用に耐えなくなったときは、その実費を負担させるものとする。

第8条第4項中「自己の責により」を「自己の責めに帰すべき事由によって」に改める。

第12条第2項中「所属長に」を「所属長（病気休暇にあつては、所属部長）に」に、「ただし」を「この場合において」に改める。

の提出のあった病気休暇については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の奈良市職員服務規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第6号

府 中 一 般

関 係 各 所

奈良市コム文書取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市コム文書取扱規程を廃止する訓令

奈良市コム文書取扱規程(昭和56年奈良市訓令甲第4号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第7号

府中一般

関係各所

奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令

奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「奈良診療所長、都祁診療所長、西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長、都祁行政センター所長」を削る。

第9条第4項中「人権推進課長、人権啓発センター所長、人権教育推進室長」を「人権施策課長、人権啓発課長、人権教育課長、男女共同参画課長」に改め、同条第5項中「人権推進課、人権啓発センター、人権教育推進室」を「人権施策課、人権啓発課、人権教育課、男女共同参画課」に改める。

別表第1企画部会の項中「人権推進課長 人権啓発センター所長」を「人権施策課長 人権啓発課長 男女共同参画課長」に、「西部出張所庶務課長」を「西部出張所生活総務課長 観光企画課長」に、「水質管理課長 職員課長」を「水質管理課長」に、「人権教育推進室長」を「人権教育課長」に改め、同表研修部会の項中「建設部長」を「建設部長 学校教育部長」に、「消防総務部長 生活安全部長」を「消防局次長(消防局担当) 消防局次長(消防署担当) 災害対策室長」に、「文化観光室長」を「観光戦略室長」に、「管財課長」を「管財課長 生活環境課長」に、「地域安全課長」を「市民安全課長」に、「観光課長」を「観光振興課長」に、「消防総務部総務課長 警防課長」を「消防局総務課長 消防課長」に、「人権教育推進室長」を「人権教育課長」に改め、同表調査研究部会の項中「人権啓発センター所長 介護福祉課長」を「人権啓発課長 介護総務課長」に、「生活福祉課長」を「指導監査課長 業務改善課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「生涯学習部長」を「市民活動部長」に、「情報管理課長」を「情報政策課長」に、「議事課長」を「議事課長 高校総体推進課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「保健

所長 奈良診療所長」を「保健所長」に、「人権推進課長」を「滯納整理課長 国際交流課長 人権施策課長」に、「介護総務課長」を「介護福祉課長」に、「文化国際課長」を「文化振興課長」に、「少年指導センター所長」を「青少年指導課長」に改める。

別表第2企画部会の項中「人権推進課長 人権啓発センター所長」を「人権施策課長 人権啓発課長」に、「人権教育推進室長」を「人権教育課長」に改め、同表研修部会の項中「消防総務部総務課長 人権教育推進室長」を「消防局総務課長 人権教育課長」に改め、同表調査研究部会の項中「人権啓発センター所長」を「人権啓発課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「人権推進課長」を「人権施策課長」に、「介護総務課長」を「介護福祉課長」に、「少年指導センター所長」を「青少年指導課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市訓令甲第8号

府中一般

関係各所

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程(昭和61年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

正 誤

平成20年5月20日付け奈良市公報号外第10号

ページ	段	行	誤	正
38	—	1	後期高齢者医療係長	高齢者医療係長
40	—	19～23	奈良市会計規則別表第2を改正する表中西部出張所庶務課長の項及び西部出張所住民課長の項	削る